

令和8年度 省エネルギー設備導入支援事業費補助金

「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて、省エネルギーの促進を図るため、高い省エネルギー効果が期待できる設備の導入に対して、予算の範囲内で補助します。

【対象事業】

産業部門など関連事業における省エネルギーの取組に対する高い波及効果が期待される省エネルギー設備を導入する事業であって、かつ、次のいずれにも該当している事業

- 補助対象者が街区等の道内の複数の建物、街区、エリア等を対象に面的に取り組む事業、又は、サプライチェーンを構成する複数の事業者によって行う事業
- 省エネルギー効果を客観的に示すことができる事業※1
- 事業の進捗状況、課題、成果等を公表することができる事業
- 他の道事業に採択されたことがない事業
- 補助事業終了後、補助事業者自らが事業成果等の普及啓発等を行う事業
- 設備導入前と比較して、年率 20%以上※2 のエネルギー削減効果が見込まれる事業

※1 省エネセンターや省エネお助け隊、その他診断機関が実施する省エネ診断を受けると、審査優遇の対象となります！

※2 当該設備の比較でOK

【補助対象設備】

補助金の交付対象となる設備は、次のいずれにも該当する設備

- 現在、事業活動に供している設備・機器に替えて導入すること。ただし、EMS 等制御装置については、既存の設備・機器に付加するものを含む。
※新設及び増設は対象となりません。
- 導入にあたり設置工事を伴い、容易に移設ができないものであること。
- 専ら居住を目的とした事業所又は居住エリアにおける設備の導入でないこと。
- 導入する設備は、借用（リースを除く）及び中古品でないこと。
- 「リース」の留意事項については、公募案内をごらんください。

【補助対象者】

- ① 北海道内に事務所又は事業所を有する法人
- ② ①と共同で事業を実施するリース事業者
- ③ 複数の①による共同体（コンソーシアム）

なお、コンソーシアムには②のリース事業者を含めることも可。

【補助額】

- 補助対象経費の 1 / 2 以内
(※賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費ほか)
- 限度額 500 万円
(コンソーシアムの場合) 1,000 万円

【事業スケジュール】

- 1 募集期間 4月22日(水)～6月12日(金)
- 2 補助事業完了期限 翌年2月27日まで
※ 補助金は事業完了後の精算払です。

<お問い合わせ先>

北海道 経済部 GX 推進局 GX 推進課 新エネルギー係
〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 [道庁本庁舎 8 階]
TEL 011-204-5319

※交付要綱、公募案内、事業計画書など、以下ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/gxs/107905.html>

